○中部地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間
十九号	中津川市茄子川字青木一九八九番一から同市茄子川字津戸井一六九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十二年三月十八日

○近畿地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大津市稲葉台字十二盃三五七番四から同市稲葉台字十二盃三五八番六まで	前	二一・二三～二六・三〇メートル
	後	二二・二四～二六・三〇メートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間近畿地方整備局、同局浪速国道事務所及び大阪国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員延長
枚方市長尾台四丁目八七一番一五から門真市大字三ツ島一八六番二まで	六・九〇～一〇七・〇〇メートル　一六・八一〇キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十二年三月十八日

○近畿地方整備局告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間近畿地方整備局及び同局京都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員延長
京田辺市松井口仲谷一二七番一九二から同市山手南一丁目一番二まで	〇・〇〇～六八・〇〇メートル　〇・七五五キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十二年三月十八日

○九州地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　行橋都市計画道路事業三・四・七号行事西泉線、三・四・九号行事津熊線及び苅田都市計画道路事業三・四・二十四号猪熊行橋線

三　事業施行期間　自平成二十二年三月十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県行橋市大字草野字寺ノ下、字殿小路、字古川及び字北田並びに行事七丁目及び行事八丁目、福岡県京都郡苅田町大字下片島字土手ノ内及び字榎地内

使用の部分　福岡県行橋市行事八丁目、福岡県京都郡苅田町大字下片島字土手ノ内地内

○九州地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十八日　九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　宮崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百十七号小林都市計画道路事業三・四・八号夷守線及び三・五・二十号文化会館西通線

三　事業施行期間　自平成十五年九月二十四日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　宮崎県小林市大字細野字小堀、字島田、字島田前及び字古園前地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の指定の解除及び指定をするので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十八日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十八日　九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　三号

三　指定を解除する道路の部分

区間	幅員延長
鹿児島市田上七丁目一四一〇番三から同市田上七丁目一二一五番一まで	一一・〇〇～三四・〇〇メートル　〇・五三五キロメートル

四　指定する道路の部分

区間	幅員延長
鹿児島市田上七丁目一四一〇番三から同市武二丁目四三番六まで	一一・〇〇～一六八・〇〇メートル　二・一三五キロメートル

五　指定を解除及び指定する期日　平成二十二年三月十八日